

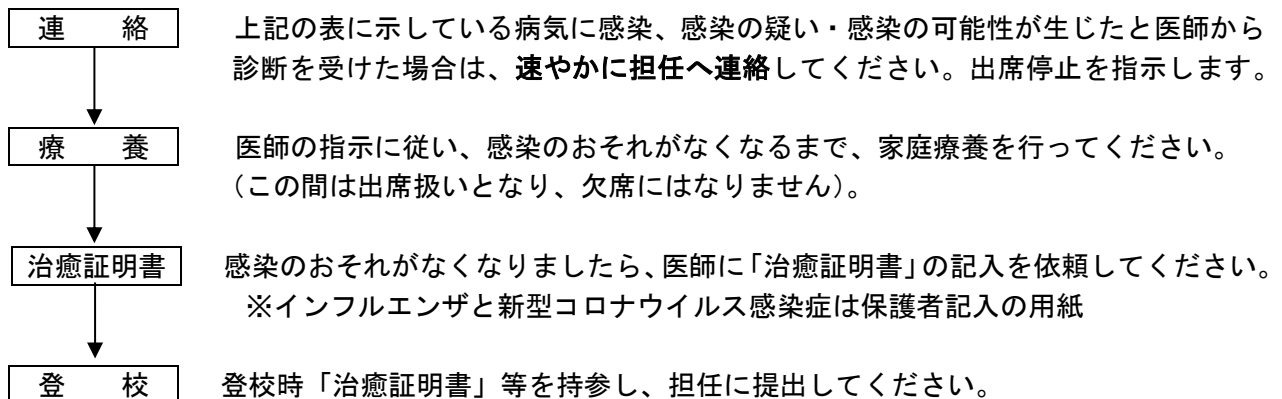
学校において予防すべき感染症による出席停止について

1 学校において注意すべき感染症の種類

学校保健安全法施行規則に定められている学校において予防すべき感染症は、下記のとおりです。これらの病気にかかると（疑い・おそれを含む）、出席停止の措置をとります。

第1種	エボラ出血熱、クリミア、コンゴ出血熱、痘そう、南米出血熱、ペスト、マールブルグ病、ラッサ熱、急性灰白髄炎、ジフテリア、重症急性呼吸器症候群（病原体がベータコロナウイルス属 SARS コロナウイルスであるものに限る）、中東呼吸器症候群（病原体がベータコロナウイルス属 MERS コロナウイルスであるものに限る）、特定鳥インフルエンザ
第2種	インフルエンザ（特定鳥インフルエンザを除く）、百日咳、麻疹、流行性耳下腺炎、風疹、水痘、咽頭結膜熱、結核、髄膜炎菌性髄膜炎、新型コロナウイルス感染症
第3種	コレラ、細菌性赤痢、腸管出血性大腸菌感染症、腸チフス、パラチフス、流行性角結膜炎、急性出血性結膜炎、その他の感染症

2 出席停止の手続き



- * **新型コロナウイルス感染症**に罹患した場合は、必ず学校に連絡し、再登校時には保護者が記入した「**新型コロナウイルス感染症に関連する連絡票**」を提出してください。「治癒証明書」は必要ありません。出席停止期間は、「発症した後5日を経過し、かつ、症状が軽快した後1日を経過するまで」（発症日を0日とします）が基準となります。
- * **インフルエンザ**に罹患した場合は、必ず学校に連絡し、再登校時には保護者が記入した「**インフルエンザ罹患報告書**」を提出してください。当面の間「治癒証明書」は必要ありません。出席停止期間は「発症した後5日を経過し、かつ、解熱した後2日を経過するまで」です。
- * その他の感染症については地域の流行状況等により、出席停止になるものがあります。
診断された感染症名は上記にないものも必ず学校に連絡してください。
- * **治癒証明書・新型コロナウイルス感染症に関連する連絡票・インフルエンザ罹患報告書**は、本校のホームページからダウンロードできます。様式は、法改正等に伴い、随時変更しています。最新のものをご使用ください。